

平成31年度魚津市保育料金額表（2019年9月30日まで）

※保育料のしくみ、主な軽減措置、納入については裏面参照

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）			
階層区分	定 義	3号認定 （3歳未満児）		2号認定 （3歳以上児）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
2階層	市町村民税非課税世帯	3,500	3,400	2,600	2,600
3-1階層	市町村民税所得割課税額 24,000円未満	10,300	10,100	7,300	7,200
3-2階層	市町村民税所得割課税額 24,000円以上 48,600円未満	11,800	11,600	9,200	9,000
4-1階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 61,600円未満	17,300	17,000	14,700	14,500
4-2階層	市町村民税所得割課税額 61,600円以上 84,500円未満	23,100	22,700	19,800	19,500
4-3階層	市町村民税所得割課税額 84,500円以上 97,000円未満	28,200	27,700	23,400	23,000
5-1階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 138,500円未満	32,100	31,600	26,400	26,000
5-2階層	市町村民税所得割課税額 138,500円以上 169,000円未満	36,600	36,000	29,100	28,600
6-1階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 211,500円未満	38,400	37,700	30,000	29,500
6-2階層	市町村民税所得割課税額 211,500円以上 301,000円未満	39,600	38,900	31,200	30,700
7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	43,200	42,500	32,700	32,100
8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	46,400	45,600	34,400	33,800

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料 （月額）
階層区分	定 義	1号認定
1階層	生活保護世帯	0
2階層	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯を含む。）	2,600
3-1階層	市町村民税所得割課税額 24,000円以下	4,400
3-2階層	市町村民税所得割課税額 24,001円以上 48,600円以下	5,600
3-3階層	市町村民税所得割課税額 48,601円以上 77,100円以下	7,000
4階層	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	14,300
5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	17,900

（注）

- ① 保護者の就労等により保育を必要とする子どものうち満3歳以上の児童は2号認定、満3歳未満の児童は3号認定。保育を必要としない満3歳以上の児童は1号認定となります。ただし、満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の保育料は、3号認定の保育料が適用となります。
- ② 標準時間は最大11時間の保育利用時間、短時間は最大8時間の保育利用時間をいいます。
- ③ 階層区分は、父母及びそれ以外の入所児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の税額を合算した額で決定します。
- ④ 4月から8月までの保育料は平成30年度の市町村民税所得割課税額、9月から3月までの保育料は平成31年度の市町村民税所得割課税額で決定します。
なお、市町村民税所得割課税額を計算する際は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等）は適用されません。
- ⑤ 1号認定については、保育料とは別に給食費等の実費徴収があります。
- ⑥ 別に定める特別保育（一時預かり及び延長保育等）を利用する児童の保護者負担金は別途徴収します。

◆保育料のしくみ(算定基準及び算定対象者)

教育・保育にかかる費用は、子ども・子育て支援法により保護者、国、県、市が一定の基準額を負担することになっています。なお、保育料は下記の基準により決定します。

- ・算定基準 4月～8月分・・・平成30年度市町村民税所得割課税額
9月～3月分・・・平成31年度市町村民税所得割課税額
- ・算定対象者 児童の父母（ただし、父母の所得が一定以下の場合、入所児童と同居して生計を一つにしている扶養義務者も含む。）

◆保育料の主な軽減措置

- ①第3子以降の児童については無料
- ②（1号認定）小学校3年までの範囲において、同時入所（在学）児童が2人以上の場合、第2子の児童については無料
- ③（2・3号認定）小学校就学前までの範囲において、同時入所児童が2人以上の場合、第2子の児童については無料
- ④市町村民税所得割課税額が非課税（2階層）の世帯は、第1子、第2子の児童が無料
- ⑤市町村民税所得割課税額が1号認定の場合は77,101円未満、2・3号認定の場合は57,700円未満の世帯は、第1子が半額、第2子の児童が無料
- ⑥母子世帯、父子世帯、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者のいる世帯で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、第1子、第2子の児童が無料
- ⑦母子世帯（⑥の世帯を除く）の児童は半額
- ⑧第3子以降の入所児童のいる世帯で2人以上が同時入所している場合は、最も年齢の高い児童の保育料が軽減されます。（第3子以降の入所児童が4歳未満の場合は半額、4歳以上の場合は2/3納付。ただし、既に半額となっている場合は除く。）

◆保育料の納入について

（市内保育所・幼稚園、市外私立保育所）

保育料の納入期限は、**毎月15日**（その日が土曜日又は休日等にあたる場合はその翌日）です。納入方法は**口座振替**をお願いしています。保育料を口座振替できない場合は、魚津市が発行する納入通知書により指定する金融機関等でお支払いください。

（認定こども園、市外公立保育所）

保育料は利用される施設（公立施設の場合は施設所在市町村）が直接徴収することになりますので、納入方法等については施設（施設所在市町村）へお問い合わせください。

◆保育料に関するお問い合わせ先

魚津市役所こども課保育係
（1階⑪番窓口）

電話 0765（23）1079

FAX 0765（23）1061

E-mail kodomo@city.uozu.lg.jp